



期限切れ  
EXPIRED

# 永住者の配偶者等ビザの更新を忘れてたらどうなるか

1日の遅れが招く「不法滞在・強制退去」のリスクと実践的対処法

監修：ビザ申請サポートNavi東京（加納行政書士事務所）

# 最大の誤解：「家族が永住者だから、自分も更新不要」



## 永住者 本人

- ✓ ・就労制限：なし
- ✓ ・在留期間の更新：不要（無期限）
- ✓ ・在留期間の更新：不要（無期限）



## 永住者の配偶者・実子

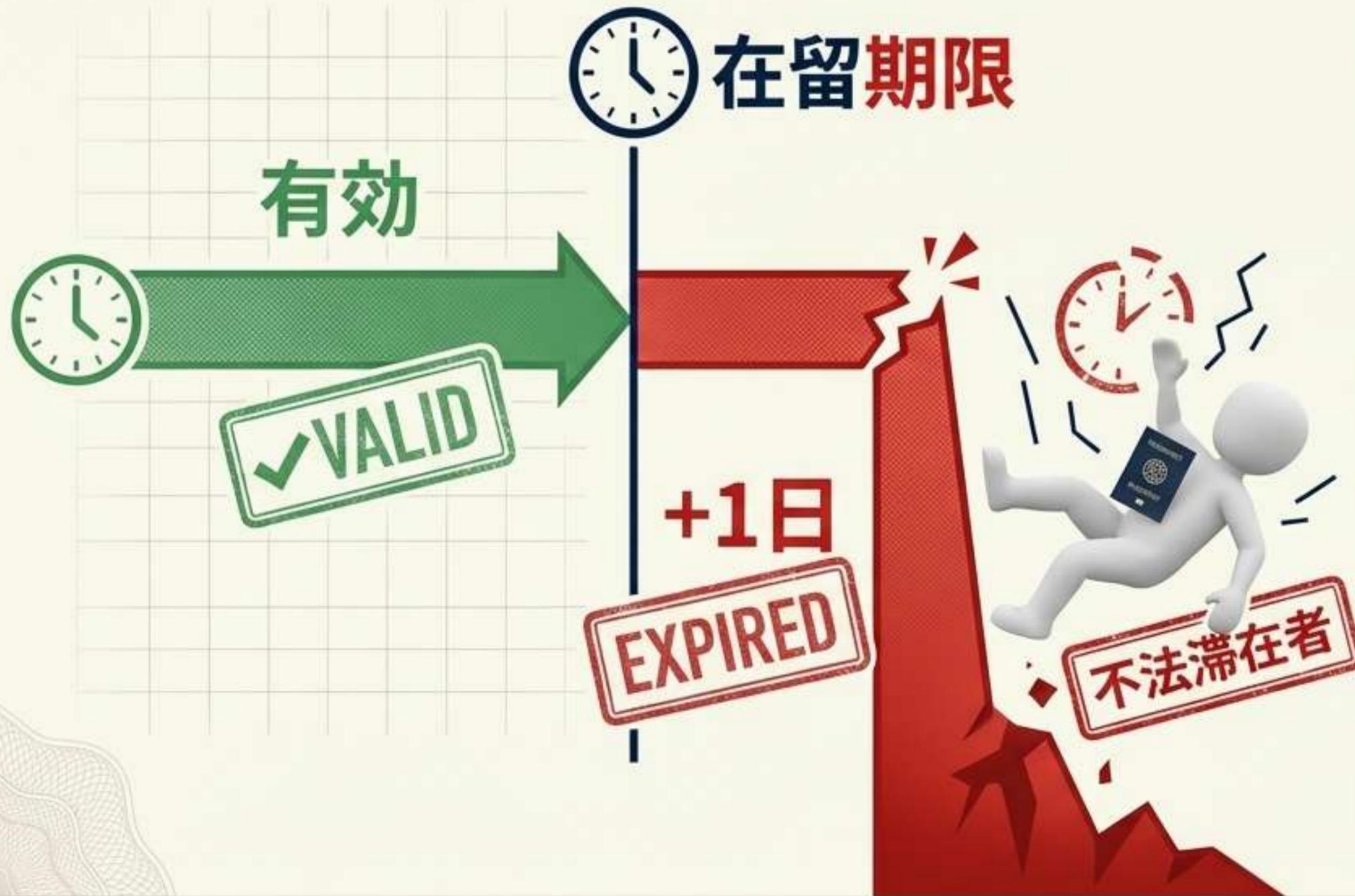
- ⚠ ・就労制限：なし
- ⚠ ・在留期間の更新：必須（1年・3年・5年ごと）
- ⚠ ・在留期間の更新：必須



永住者の配偶者等ビザは、自動的に永続するものではありません。

決められた期限ごとの更新が **【絶対条件】** です。

# 在留期限の「崖」：1日の猶予も存在しない



在留期限をたった1日でも過ぎた瞬間、日本に滞在する法的根拠を完全に喪失します。

行政上の「うっかりミス」ではなく、その瞬間から法的に【不法滞在者 (オーバーステイ)】として扱われます。

OVERSTAY  
ILLEGAL STATUS

# 連鎖する4つの致命的リスク

## 不法滞在（オーバーステイ）

期限超過の翌日から適用。  
法的保護を失う。

## 退去強制（強制送還）

出入国管理法違反により、  
入管施設への収容および  
母国への強制送還の  
対象となる。

## 再入国禁止（上陸拒否）

退去強制となった場合、  
原則5年間（悪質な場合は  
10年間）、日本への入国が  
禁止される。

## 刑事罰

悪質なケースでは懲役や  
罰金が科され、将来的な  
日本での家族との生活が  
極めて困難になる。

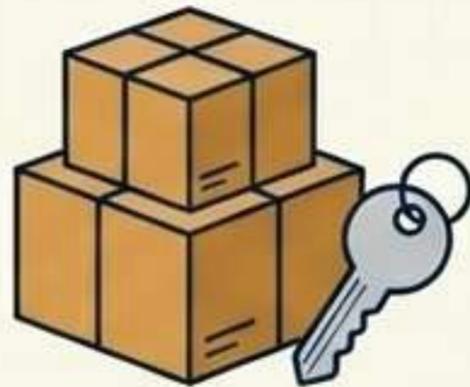
# なぜ「致命的な更新忘れ」が起きるのか？

無意識：在留カードの期限を見ていない



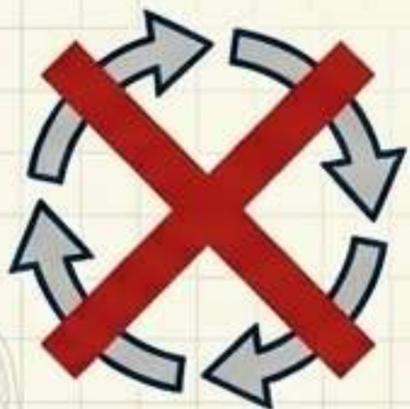
日常生活に追われ、自分のビザの有効期限を数年間一度も確認していないケース。

環境変化：引っ越しや離婚による後回し



生活環境の激変でドタバタし、行政手続きの優先順位が下がってしまったケース。

制度の誤解：「自動更新される」という勘違い



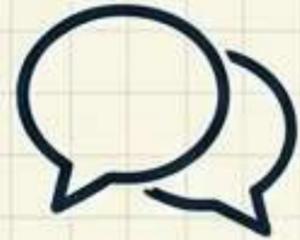
結婚していれば自動的にビザが延長されるという法的に誤った思い込み。

重複申請の罠：永住申請中だから放置でよいと誤認

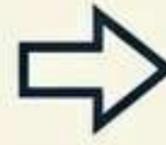


※注意：永住申請中であっても、現在のビザの期限更新は【絶対】に行う必要があります。

# よくある危険な自己判断 (Q&A)

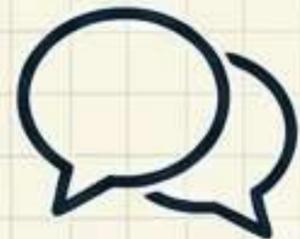


Q: 更新申請中なら、審査中に  
期限が切れても不法滞在になる？

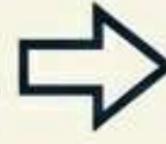


A: 【合法です】 期限内に申請を  
受理されていれば「特例期間」が  
適用され合法に滞在できます。

合法

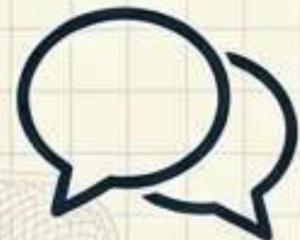


Q: 忘れてしまっても、また最初  
から「新規」で再申請すればいい？

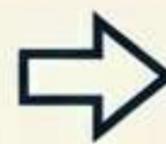


A: 【極めて不利です】 不法滞在とい  
う重大な違反履歴が残るため、再審  
査は極めて厳格になります。

極めて不利



Q: 永住権の結果待ちなら、今の  
ビザが切れても大丈夫？



A: 【違反です】 永住審査中であって  
も、現在保有している在留資格の期  
限は必ず守る必要があります。

違反

# 唯一の救済措置：「在留特別許可」という狭き門



期限切れは原則アウトですが、例外的な事情がある場合のみ、入管の裁量により特例で許可されるケースがあります。

## 【救済を後押しする要素】

- ・日本人配偶者や実子がいる
- ・長期間、日本で安定して生活している
- ・素行が良好である（犯罪歴・違反歴なし）

## 【重要】

これはあくまで入管長官の「特例的な恩恵」です。  
要件を満たせば必ず許可されるという保証は一切ありません。

# 更新審査を支える「5つの柱」

更新申請はフリーパスではありません。入管は以下の実態を厳しく審査します。

## ビザ更新許可

### 1. 婚姻の継続性

夫婦としての関係が破綻していないか（別居や離婚協議は重大なマイナス要因）。

離婚関係

### 2. 同居・生活実態

住民票だけでなく、実際に同居し、互いに協力して生活しているか。

### 3. 収入・生計の安定

世帯として日本で自立して生活していくための十分な収入があるか。

### 4. 納税義務の履行

住民税などの税金、年金、健康保険などを適切に支払い、滞納がないか。

納税義務

### 5. 素行の善良さ

犯罪歴がないか。重大な交通違反などを繰り返していないか。

交通違反

# 状況別・今すぐ取るべきアクション

今、あなたの在留カードの  
期限は切れていますか？

はい（期限超過）

いいえ（期限内）

## 👉 緊急事態

- 1秒でも早く出入国在留管理局へ出頭・相談する。
- 「故意ではない証拠」と詳細な「理由書（経緯と反省、今後の計画）」の提出が必須。
- 自力での解決は危険。即座に行政書士へ介入を依頼推奨。

## 👉 標準プロセス

- 在留期限の「3か月前」から更新申請が可能。
- 課税証明書や住民票など、必要書類に不備がないよう余裕を持って準備を開始する。

# 再発を防ぐ「記憶に頼らない」システム化

ビザの更新は「忘れないように気をつける」精神論では防げません。物理的な仕組みを構築してください。



## 1. デジタルアラートの設定

スマホのカレンダーで、期限の1年前・半年前・3ヶ月前に反復アラートをセットする。

## 2. 家族間でのスケジュール同期

配偶者とカレンダーアプリを共有し、双方が期限を把握する体制を作る。

## 3. 物理カレンダーへの書き込み

日常的に目に入るリビングの壁掛けカレンダーに、更新可能日（3ヶ月前）を朱書きする。

## 4. 専門家による期日管理（最も確実）

行政書士へ管理・申請代行を依頼し、更新時期の通知と手続きをアウトソーシングする。



# 在留期限＝絶対厳守

永住者の配偶者等ビザは、日本で大切な家族と  
安定した生活を送るための「命綱」です。

たった1日の手続きの遅れで、その当たり前の未来を失わないでください。

# プロのサポートで、確実なビザ更新・リカバリーを

少しでも不安がある方、すでに期限が切れてしまった方は、1日でも早くご相談ください。時間が経つほど状況は圧倒的に不利になります。

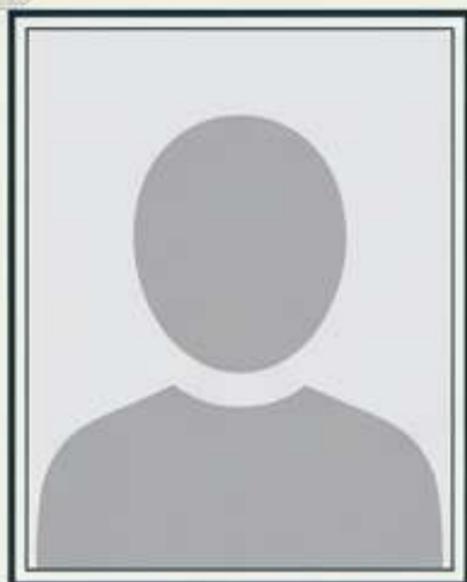


写真  
(PHOTO)

## 監修・実務担当

ビザ申請サポートNavi東京  
(加納行政書士事務所)

代表 特定行政書士：加納 裕之

- ・同志社大学大学院 / 明治大学法科大学院修了
- ・専門分野：入管取次・ビザ申請、在留資格、外国人問題

初回面談・無料相談  
受付中 (要事前予約)

TEL : 03-6403-5295

受付時間：平日10:00 - 20:00

東京都千代田区平河町1-3-6  
BIZMARKS麴町510 (半蔵門駅 徒歩3分)